### Question

# 4

# 設備投資の購入とリースの違い

# Q. 設備投資において、購入かリースか、どのように判断すべきか?

**要旨** 購入とリースでは、所有権が自社かリース会社のどちらにあるのかが大きく異なりますが、長い目で見たときの支払総額や経費計上額はほとんど変わりません。設備投資に対する税務上の優遇措置は多く、購入とリースで内容が異なるものもあり、適用を検討している場合には注意が必要です。

### 解説

#### 1. 購入とリースの違い

購入とリースのいちばんの違いは、所有権が自社かリース会社にあるかです。この所有権の違いから償却資産税の課税の有無、減価償却の方法、税務上の優遇措置の違いが発生します。

#### 2. ファイナンスリース取引とは

リース取引のほとんどは、ファイナンスリース取引と呼ばれるものであり、借入を行い購入した場合とほぼ変わらないため、会計処理も資産を購入したものと同じように処理します。長い目でみれば、借入をして購入した場合とほとんど差がありません。ただし減価償却については、購入した場合には、その資産の種類により定額法または定率法によりますが、ファイナンスリースの場合にはリース期間定額法になるため、定率法が適用できる資産の場合には、購入の方が早期に償却をすることができます。

### 3. 支払総額の検討

現金一括購入、銀行借入にて購入及びリースの中で、支払総額がいちばん少ないのは、現金一括購入です。しかし現金一括購入は、資金的に余裕があることが前提となります。

現金一括購入でない場合には、借入による購入かリースで検討することになります。 借入による利率とリース会社の利率では、 一般的には、借入による利率が低くなりま す。ただし、借入で購入した場合には償却 資産税が課税されるため、注意しなければ なりません(免税点を超えなければ課税さ れません)。

#### 4. 税務上の優遇措置の適用要件

中小企業投資促進税制(措法 42条の6 2018年3月31日公布)における対象資産 を購入またはリースした場合の税務上の優 遇措置は、以下の表の通りです。購入また はリース、資本金により取扱いが異なるた め、注意してください。

資本金 3,000 万円以下の中小企業者	購入	リース
30%特別償却	0	×
7%特別控除 ※	0	0

※資本金 3,000 万円以下の中小企業者のみ







# 設備投資における購入かリースかの判断

## くご提案のポイント>

- ・購入とリースで迷ったら、支払い金額がいちばん少ないものを選択する方法があり ます。
- ・購入とリースでは、税務上の優遇措置が異なる場合もあります。
- ・借入を行い購入する場合には、自社の資金調達枠についても考慮してください。

## 1. 購入とリースの違い

設備投資の方法は、大きく分けると、購入とリースに分けることができます。購入については、自己資金で一括購入する場合と金融機関から資金を借り入れて購入する場合に分けることができます。

以下は、それぞれの違いを表にしたものです。

	購入 (一括払)	購入 (借入)	リース
①所有権	自社	自社	リース会社
②支払方法	購入時に一括支払い	元金均等の場合は利息 分だけ変動	毎月均等
③利息	かからない	掛かる	掛かる
④償却資産税	掛かる	掛かる	掛からない
⑤減価償却方法	定額法または定率法	定額法または定率法	リース期間定額法
⑥優遇税制がある場合	特別償却または特別控除	特別償却または特別控除	特別控除のみ

#### 2. 購入とリースで注意するところ

購入かリースかで迷ったときには、支払い総額がいちばん少ないものにするのが一つの方法です。ただし、償却資産税や法人税などの優遇措置について、購入とリースで取扱いが異なるものもあり、設備投資と一緒に節税も考えている場合には、慎重に検討してください。借入をして購入する場合には、金融機関の貸出枠の限度もあるため、併せて検討する必要があります。

また、リースによってはメンテナンス費用が含まれている場合やリース期間中の盗難補償など、さまざまなサービスを付加できるものもありますので、自社でのメリット、デメリットを勘案して判断するようにしてください。





